

令和元年度「HACCP チャレンジ事業」実施要領

令和元年 11 月 14 日
厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課
HACCP 企画推進室

1.趣旨

平成 30 年 6 月 13 日に食品衛生法等の一部を改正する法律が公布され、原則として、すべての食品等事業者（以下「事業者」という。）に、一般衛生管理に加え、HACCP に沿った衛生管理の実施を求めることとし、実施にあたっては、対象事業者の規模や業種等に応じた衛生管理とすることとしています。HACCP に沿った衛生管理の制度化は、令和 2 年施行（令和 3 年まで現行基準適用）としており、同法律の附帯決議の中で、「HACCP に沿った衛生管理の制度化に向け、丁寧な情報提供及び周知の徹底」、「食品等営業者の多くが経営基盤の弱い中小事業者である実情に鑑み、十分な準備期間を設け、その取組に新たなコスト負担が生じることのないよう万全を期すとともに、HACCP に基づく衛生管理と同等の水準が確保されるよう十分な支援を行うこと。」と決議されています。

こうした状況を踏まえ、制度の施行までに事業者による自主的な HACCP の取組をさらに推進するため、各事業者による HACCP の取組のアピールを支援するとともに、消費者も含めた国民全体における HACCP の認知向上及び浸透を図る HACCP チャレンジ事業を実施することとします。

2.「HACCP チャレンジ事業」参加資格

以下の（１）から（３）まで又は（１）、（２）及び（４）の要件を満たす事業者

- （１） 事業者であること。
- （２） HACCP に沿った衛生管理に継続的に取り組んでいること。
- （３） HACCP 自主点検票¹を用いて、HACCP を構成する手順 1 から手順 12 までの適応を自主的に確認している（全てのチェック項目について、評価が「○」である）こと²。

¹ 一般食品用の自主点検票は、以下の URL でダウンロードできます。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000082981.pdf>

と畜場・食鳥処理場向け自主点検票は、以下の URL でダウンロードできます。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000082982.pdf>

² HACCP 自主点検票は、食品等事業者が自ら HACCP の適応を確認するためのものであり、第三者による評価を必要とするものではありません。

- (4) 都道府県、保健所設置市若しくは特別区又は地方厚生局の食品衛生主管部局（以下「食品衛生部局」という。）において HACCP に沿った衛生管理の実施が確認されていること。

3.参加申込の方法

- (1) 事業者自らが申込みをする場合（2. の（1）から（3）までの要件を満たす場合）
- ① 「HACCP チャレンジ事業」参加申込書（様式 1-1）に必要事項を記入してください。
 - ② 申込書にチェック済みの自主点検票の写し（申込日の1年以内にチェックしたもの）及び事業実態があることを示す書類（食品衛生法第52条に基づき都道府県知事等が発行した営業許可証、条例等に基づく営業の届出受理証、食品衛生監視票の写し（コピーで可）等）を添えて、「HACCP チャレンジ事業」参加申込窓口（以下「窓口」といいます。公益社団法人日本食品衛生協会³。）まで、電子メール又は郵送にて提出してください。
- (2) 食品衛生部局が申込みをする場合（2. の（1）、（2）及び（4）の要件を満たす場合）
- 事業者に本事業への参加の意向を確認の上、「HACCP チャレンジ事業」参加申込書（様式 1-2）に必要事項を記入して、窓口まで、電子メールにて提出してください。
- (3) 送付先
- 電子メールによる場合：
宛先：challenge-haccp@jfha.or.jp
（@は半角@にしてください。迷惑メール対策のため。）
 - 郵送による場合（（1）の場合に限る。）：
宛先：〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 2-6-1
公益社団法人日本食品衛生協会内
「HACCP チャレンジ事業」参加申込窓口

³ 令和元年度においては、申込書の受付・審査及びウェブサイトへの掲載に係る事務を公益社団法人日本食品衛生協会に委託しています。なお、委託にあたり、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報）の漏洩等の防止のため、適切な措置を講じることとしています。

4.事業者の公表

- (1) 本事業では、HACCPの導入に取り組んでいる事業者について、「HACCP チャレンジ事業」サイトにおいて事業者名等を掲載します。参加申込者への通知は、サイト上への掲載をもって代えるものとします。
- (2) 書類の不備等によりサイトへの掲載ができないと判断した場合は、参加申込者又は食品衛生部局に対し個別に連絡します。
- (3) サイトへの掲載は1年ごとの更新制とします（掲載日から起算します。）。更新の届出がなかった事業者については、サイト上の掲載内容を削除します。
- (4) サイトへの掲載は本年度までとします。（「7.留意事項」を参照）

5.変更・更新・取下げ等の連絡

「HACCP チャレンジ事業」参加事業者又は食品衛生部局は、以下に該当する場合、窓口へ届け出てください。

- (1) 参加申込書の記載内容に変更が生じた場合（様式2-1又は2-2「変更届出書」）
- (2) サイトへの掲載を更新する場合（様式3-1又は3-2「更新届出書」（様式3-1により事業者が届出を行う場合は、自主点検票の写しを添付してください。）
※ 更新届は更新日の30日前から前日まで受け付けます。
- (3) 「HACCP チャレンジ事業」サイトへの掲載を取り下げる場合（様式4-1又は4-2「取下届出書」）
* 事業者は様式2-1、3-1又は4-1、食品衛生部局は様式2-2、3-2又は4-2により届け出てください。

6.公表の取消

次のいずれかに該当する場合、事前に連絡した上で参加事業者の「HACCP チャレンジ事業」サイトへの掲載を取り消すことがあります。

- (1) 参加事業者が、『2.「HACCP チャレンジ事業」参加資格』に該当しなくなった場合
- (2) 申込内容に虚偽又はその疑いがある場合

- (3) 参加事業者が法令や公序良俗に反する行為をした場合
- (4) その他、参加事業者が「HACCP チャレンジ事業」の信用を傷つける行為を行ったと認められる場合

7.留意事項

「HACCP チャレンジ事業」は、事業者が HACCP に沿った衛生管理に取り組んでいることを紹介するものです。「HACCP チャレンジ事業」サイトに掲載された事業者によって製造された食品の安全性や品質を保証するものではありません。

なお、本事業については、HACCP に沿った衛生管理の制度化が令和2年に施行となることに伴い、本年度までとすることとしています。

8.実施要領の改訂

本実施要領は、事前の通知なく、必要に応じて改訂する場合がありますので、御承知置きください。